

第12章 本事業に係る環境影響評価とその他の手続きの経過の概要

本事業に係る環境影響評価の手続きは、方法書手続きについては、大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）に基づき実施したが、平成20年4月1日から堺市環境影響評価条例（平成18年堺市条例第78号）が全面施行されたことにより、準備書以降の手続きは堺市環境影響評価条例に引き継がれたため、同条例に基づいて実施した。

これらの環境影響評価に関する手続きの経過の概要は、表12-1に示すとおりである。

表12-1 本事業に係る環境影響評価とその他の手続きの経過の概要

	年月日又は期間	環境影響評価に関する手続きの経過
方法書 手続き	平成19年 7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が、大阪府知事に環境影響評価方法書を提出 ・大阪府知事が、方法書を公告し、8月29日まで縦覧（住民意見の提出期間は7月30日から9月12日まで） ・事業者が、住民意見に対する事業者の見解を大阪府知事に提出（住民意見なし） ・大阪府知事が、方法書に対する意見書を事業者に交付し、併せて堺市長に写しを送付
	7月30日	
	9月19日	
	11月30日	
準備書 手続き	平成21年 3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が、堺市長に環境影響評価準備書を提出 ・堺市長が、準備書を公告し、5月13日まで縦覧（住民等意見の提出期間は3月30日から5月13日まで） ・事業者が、堺市民会館で住民説明会を開催 ・事業者が、住民意見に対する事業者の見解を堺市長に提出 ・事業者が、住民意見に対する事業者の見解（変更）を堺市長に提出 ・堺市長が、準備審査書を作成し、事業者に送付
	3月30日	
	4月20日	
	5月29日	
	7月15日	
	9月7日	